

横浜市金沢産業振興センター分電盤等更新工事 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センター分電盤等更新工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和9年3月23日まで
1-4 工事の目的	分電盤の配線用遮断器、電磁接触器、補助継電器等が経年劣化し、機能低下になり機器の操作不能の恐れがあるので、更新工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、電気設備の取り扱いに精通した者とする。
1-6 設備機器	分電盤設備機器等の仕様は、次のとおり 1 展示室分電盤 (PLC-1-A) (1) 配線用遮断器 225AF 125AT 3相 200mA 1台 (2) 配線用遮断器 100AF 75AT 3相 30mA 1台 (3) 配線用遮断器 50AF 20AT 3相 10台 (4) 配線用遮断器 30AF 20AT 単相 10台 (5) ブスバー改修 26組 (6) 雑材料 1式 2 体育館分電盤 (PLD-1-A~D) (1) 配線用遮断器 50AF 20AT 3相 30mA 28台 (2) ブスバー改修 28組 (3) 監視カメラ (NO.14) 北西側から北東側へ移設 1台 3 サービス棟2階動力制御盤 (PA-3C) (1) 配線用遮断器 50AF 20AT 3相 1台 (2) 配線用遮断器 50AF 50AT 3相 1台 (3) 配線用遮断器 100AF 100AT 3相 5台 (4) 配線用遮断器 150AF 100AT 3相 1台 (5) 配線用遮断器 30AF 5AT 単相 1台 (6) 電磁接触器 (C-10V) 定格電流 20A モーター容量 220V 2.7kw 1台 (7) 小型パワーリレー (TYPE-MY2) 8個 4 メイン棟東館1階機械室動力制御盤 (PC-1-B) (1) 配線用遮断器 50AF 20AT 3相 3台 (2) 配線用遮断器 50AF 20AT 単相 1台 (3) 小型パワーリレー (MK2P) 7個 (4) 電磁接触器 (SRC-3631-5-1N) 1台 5 メイン棟東館R階 エレベーター機械室開閉器盤

配線用遮断器 100AF 60AT 3 相 1 台

1-7
適用範囲

現場の施工に際し、次の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず工事受注者の責任において全て完備すること。

1-8
疑義

本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。

また、施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1-9
現場の施工

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。

また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1 工事の施工

- (1) 本工事は、振興センターのテナント・利用者の状況を勘案して、停電日を設定し、停電作業を工事工程に従い安全に工事を実施すること。
- (2) 撤去した配線用遮断器、電磁接触器、ブスバー等は、適正に処分をすること。
- (3) 新設の配線用遮断器、電磁接触器等は、据え付後に試験をすること。
- (4) 監視カメラは、移設後にネットワークの設定、システム及び監視カメラの総合試験を行い調整を実施すること。また、竣工後、次の項目について、各々の性能が満足しているかの確認を行い、報告内容を完成図書として提出すること。

ア 機器の仕様、定格、寸法の確認

イ 機器の取付法、取付状態の確認

ウ カメラの取付、フォーカス等の調整確認

エ 映像の切替試験の確認

オ 録画及び再生映像の種類

- (5) 設置機器設備の配線の撤去及び布設を実施すること。

2 安全管理

- (1) 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。
- (2) 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- (3) 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等につ

- いて速やかに甲へ報告すること。
- (4) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
 - (5) 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
 - (6) 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、承諾を得ること。
 - (7) 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。
- 3 現場管理
- 整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
- また、本工事は施設を運転しながら工事になるため、点検整備に支障が生じないように十分配慮すること。
- 4 仮設
- 本工事に必要な作業用電源は、請負人が発電機等を用意し、安全に工事を施工すること。
- 5 発生材の処理
- 発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。
- 6 復旧
- 他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- 7 工事終了後の措置
- 工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。
- 8 その他
- (1) 工事期間中は、テナント・利用者に支障がないように工事を施工すること。
 - (2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
 - (3) その他は、監督員と打合せの上、施工すること。